

公募配布資料

件名 一般乗用旅客自動車（タクシー）による輸送業務

独立行政法人統計センター

令和8年1月26日

※（注意） 公募配布資料等をダウンロードした際は、必ず件名、会社名、営業担当者名、電話番号、FAX番号を下記宛先までメールにてご連絡をお願いします。

なお、ご連絡先の連絡がない場合、当センターからの連絡事項、仕様書の修正等をお伝えすることができないことがありますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

【総務部財務課調達係】 MAIL : koukoku_atmark_nstac.go.jp

※ 「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

目 次

1. 公募に付する事項
2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項
3. 応募方法
4. 履行証明書の作成等
5. 応募の無効
6. 問い合わせ先

別紙様式第 1 号	契約書（案）
別紙様式第 2 号	委任状
別紙様式第 3 号	再委託等承認申請書（案）
	仕様書
仕様書別紙	履行証明書
仕様書別紙別添	業務履行体制等報告書

別紙 1 電子メールによる入札手続きについて

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名：一般乗用旅客自動車（タクシー）による輸送業務
- (2) 履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行内容等：仕様書のとおり
- (4) 公募者数：複数者

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第7条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第8条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においていずれかの等級に格付けされた者であること。（「役務の提供等」の営業品目の「運送」に登録している者であること。）
- (4) 総務省及び他省庁等における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5) 仕様書における要件等を履行証明書において証明し、且つ契約担当役が要求仕様を満たし当該業務の履行が可能であると判断した者であること。
- (6) その他詳細は、仕様書による。

3. 応募方法

公募に参加を希望する者は、当該案件の公募配布資料を下記にて受領し又は、統計センターホームページの「調達情報」から入手し、必要事項を記載した書類を指定の期限までに提出（持参、郵送、電子メール）して申込みを行うこと。

- (1) 配布・提出場所：独立行政法人 統計センター 総務部財務課調達係
〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1
総務省第二庁舎（3階、扉番号314）
電話：03-5273-1219（直通）、FAX：03-5273-1229
※電子メールで提出する場合、別紙1で定める手続きに従って申し込みを行う。
- (2) 配布期間：令和8年1月26日から令和8年2月24日まで

4. 履行証明書の作成等

この公募に参加を希望する者は、履行証明書を仕様書別紙に基づき作成し、提出期限までに提出すること。

- (1) 提出された履行証明書は、独立行政法人統計センターにおいて確認及び審査を行う。
- (2) 提出された履行証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (3) 履行証明書の作成に要する費用は、すべて公募参加希望者の負担とする。

(4) 履行証明書の提出方法

- ① 公募参加希望者は、履行証明書を封筒に入れ、提出しなければならない。
- ② 履行証明書を提出する場合は、封筒に入れ封緘し、且つその封皮に氏名（法人の場合には、その名称又は商号）及び「一般乗用旅客自動車（タクシー）による輸送業務」と記述しなければならない。
- ③ 郵便（書留郵便に限る。令和8年2月25日12時00分までに必着のこと）により提出する場合は、履行証明書等を封筒に入れ、その封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記述し、提出期限までに下記宛に送付しなければならない。
- ④ 電子メール（PDFファイル）により提出する場合は、別紙1で定める手続きに従い、提出期限までに提出しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。
- ⑤ 代理人が公募に参加する場合には、委任状を別紙様式第2号により作成し、履行証明書提出時に提出しなければならない。
- ⑥ 本件の業務を請負うにあたり、一部の業務を他業者に再委託を予定している場合、別紙様式第3号により作成し、履行証明書提出時に提出しなければならない。
- ⑦ 公募参加希望者は提出された履行証明書を引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(5) 資格決定通知書

公募参加希望者は2（3）における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを履行証明書提出時に提出しなければならない。

(6) 提出期限 令和8年2月25日 12時00分迄

(7) 提出場所 独立行政法人統計センター総務部財務課調達係（3階 扉番号314）
〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

5. 応募の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の応募は無効とする。

6. 問い合わせ先

(1) 仕様書及び履行証明書作成に関する問い合わせ先

独立行政法人統計センター総務部財務課総務係 大河内 由美子

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話 03-5273-1215

FAX 03-5273-1229

E-Mail d-soumu_atmark_nstac.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

(2) 契約手続に関する問い合わせ先

独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 今井 和希

独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 和田 隼希

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話 03-5273-1219

F A X 03-5273-1229

E -Mail d-choutatsu_atmark_nstac.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

問い合わせは、必ず書面（ファクシミリでも可）又はeメールで行うこと。

問い合わせ期間 令和8年2月20日まで

(別紙様式第1号契約書(案))

請負契約書

契約件名：一般乗用旅客自動車（タクシー）による輸送業務

契約単価：別紙料金表のとおり

上記契約を履行するにつき、契約担当役独立行政法人統計センター理事長佐伯修司を甲とし、＜契約相手方＞を乙として次の条項により契約を締結する。

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された文書等及び公募参加に際し乙が提出した履行証明書並びにそのほかの書類で明記したすべての内容（以下「仕様書等」という。）に定める請負を履行期間終了日までに完了し、仕様書に定める成果物（以下「成果物」という。）を甲の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(タクシーの提供利用)

第2条 乙は、甲が要求するタクシーを遅滞なく提供しなければならない。

2 甲は、提供を受けたタクシーの乗務員に行先を知らせ、乗務員はこれに従うものとし乙は、その乗務員に関し責を負うものとする。

(運送約款)

第3条 甲及び乙は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく運送約款により前条の履行を行うものとする。

(代金)

第4条 第13条に定める検査に合格し、別紙料金表の契約単価により算出した金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

(履行期間)

第5条 履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第6条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条に規定する通知を行い、若しくは乙若しくは丙が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、甲は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約単価の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

(再委託)

第8条 乙は、本契約の全部を第三者（以下「再委託者」という。）に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は、甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、甲の求める同水準の情報セキュリティ等を確保するための対策を再委託の相手方に行わせなければならない。なお、再委託の相手方に行わせた情報セキュリティ等の対策及び結果を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(代理人の届出)

第9条 乙は、本契約に基づく業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

(仕様書等の疑義)

第10条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

(監督)

第11条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

2 甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名及び権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。
 3 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
 4 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
 5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(共通乗車伝票)

第12条 甲は、乙が提供する共通乗車伝票（以下「伝票」という。）により乙のタクシーを利用するものとする。

2 甲は、1回の降車終了ごとに伝票に料金、その他必要事項を記入し、乗務員に交付するものとする。

(検査)

第13条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により届け出を受理した日から起算して10日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指定する場所で検査を行うことができる。
 3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による届け出を受理した日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
 4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

- 5 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。
- 6 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 7 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(所有権の移転)

- 第14条 この契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。
- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(代金の請求及び支払)

- 第15条 乙は、第4条の規定により算出した利用料金を毎月末日に締切り、当該月の総額を翌月15日までに甲に請求するものとする。その際に乗車券の写し（半券可）、請求明細書も合わせて提出すること。
- 2 甲は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第16条 甲は、約定期間に内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に基づき、算出した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
 - 3 甲が第13条第1項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(納入期限の猶予)

- 第17条 乙は、履行期間終了日までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

- 2 乙が履行期間終了日までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、履行期間終了日の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率を乗じた金額を甲の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による遅滞金のほかに、第23条第1項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。
- 4 甲は、乙が履行期間終了日までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人物費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第23条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

第3章 契約の効力等

（履行不能等の通知）

第18条 乙は、理由の如何を問わず、履行期間終了日までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（契約不適合による履行の追完、代金の減額及び契約の解除）

- 第19条 成果物が契約の内容に適合しない場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。
- 2 成果物が契約の内容に適合しない場合（甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。）、甲は、相当な期間を定め、履行の追完を催告できる。
 - 3 甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
 - 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙が履行の追完をしないで仕様書等に定める時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が第2項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 5 甲が、履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中成果物を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第17条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
 - 6 甲が、第2項に規定する催告をし、その期間内に履行の追完がないとき、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が軽

微であるときは、この限りでない。

- 7 甲が前項に基づき解除した場合、乙は、甲に対し、第23条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 8 甲は、成果物が契約の内容に適合しないことより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第23条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 9 第1項の規定により甲が履行の追完の請求をした場合、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、あらかじめ甲の承認を得ることで甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 10 甲が成果物が契約の内容に適合しないことを知ったときは、その不適合を知った日から1年以内に乙に対して通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。
- 11 第1項の規定に基づく履行の追完については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 12 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。
- 13 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第4章 契約の変更等

(契約の変更)

- 第20条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、履行期間、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、履行期間を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第21条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が履行期間終了日（第17条第1項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかなとき。
- (2) 第13条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第19条第6項に該当するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
- (6) 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (7) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、乙と協議の上、乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(違約金)

第23条 乙は、前条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定による違約金のほかに、第17条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第24条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

(伝票の返却)

第25条 甲は、第22条又は前条により、乙との契約を解除した場合は、甲は乙から受けた伝票（使用部分を除く。）を乙に返還するものとする。

(著作権の譲渡等)

- 第26条 乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するすべての権利（同法第27条及び第28条の権利を含む。）を、甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
 - 3 乙は、本業務で生じた成果物について、甲及び甲が指定する第三者に対して著作者人格権を行使することができない。
 - 4 前3項の規定は本業務で生じた中間成果物についても、準用するものとする。

(知的財産権等)

- 第27条 乙は、成果物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権、営業秘密、肖像権、パブリシティー権、プライバシー権、その他の権利又は利益（以下本条において「知的財産権等」という。）を侵害していないことを保証する。
- 2 甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が、成果物の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申立てを受けた場合、又は第三者の知的財産権等を侵害するおそれがあると甲が判断した場合、乙は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。
 - 3 前項の場合において、乙は、甲の指示に従い、乙の費用負担において、知的財産権等の侵害のない他の成果物と交換し、成果物を変更し、又は当該第三者から成果物の継続使用・利用のための権利の取得を行わなければならない。本項の定めは、甲の乙に対する損害賠償を妨げない。
 - 4 第2項の場合において、当該第三者からの申立てによって甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって甲に生じた一切の損害、及び申立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、乙が負担するものとする。

(事故の場合の処理)

- 第28条 乙は、事業用自動車の運行を中断した時は、当該自動車に乗車している統計センター職員等の旅客（以下「旅客」という。）のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。
- (1) 旅客の運送を継続すること。
 - (2) 旅客を出発地まで送還すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、旅客を保護すること。
- 2 乙は、前項の場合において、事業用自動車に旅客の運送に附随して運送する貨物を積載しているときは、当該貨物につき、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。
- (1) 貨物の運送を継続すること。
 - (2) 貨物を発送地まで送還すること。
 - (3) 滅失し、きそんし、又は損害を受けないように貨物を保管すること。

(事故による死傷者に関する処理)

第29条 乙は、事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 死傷者のあるときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずること。
- (2) 死傷者のあるときは、すみやかに、その旨を旅客の家族かつ甲に通知すること。
- (3) 遺留品を保管すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、死傷者を保護すること。

(事業用自動車の運行に関する損害賠償)

第30条 乙は、事業用自動車の運行により生じた旅客の生命、身体又は財産の一切の損害を旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第19条の2に基づいて賠償すること。

- 2 乙は、前項の損害に必要な賠償額（以下「賠償額」という。）の決定が相当期間にわたるときは、旅客に対し応急処置として別途、甲、乙及び第三者が協議し決定した額を賠償金の内金払いとして、速やかに補償すること。
- 3 乙が、この契約書を遵守せず、その結果、甲の機密事項を第三者に漏洩し、このため甲に損害を与えた場合は、甲の裁定に基づき賠償するものとする。

(支払代金の相殺)

第31条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第5章 暴力団排除特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第32条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第33条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (下請負契約等に関する契約解除)

第34条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第35条 甲は、第32条、第33条及び前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第32条、第33条及び前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第36条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第6章 談合等特約条項

(談合等の不正行為に係る違約金)

第37条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確

定したとき。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 紳付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約代金(契約締結後に契約代金に変更があった場合には、変更後の金額)の100分の10に相当する額のほか、契約代金の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害金の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第7章 秘密の保全

(秘密の保全)

第38条 甲及び乙は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、本業務に従事するすべての者に対し、秘密の保持について厳重に管理・監督しなければならない。

第8章 雜則

(調査)

第39条 甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(疑義等の対応)

第40条 この契約について定めのない事項又は疑義等を生じた場合については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 この契約に関する紛争は、訴額に応じて甲の所在地の管轄地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 東京都新宿区若松町19-1
契約担当役
独立行政法人統計センター
理事長 佐伯 修司

乙 <契約相手方>

別紙

料金表

距離制	初乗運賃(1.096kmまで)	
	加算運賃(255m増す毎に)	
時間距離 併用制	時間距離併用運賃 (時速10キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合、1分35秒毎に) ※ただし、時間距離併用運賃は、高速自動車国道又は自動車専用道路の区間は適用しない。	
時間制	初乗運賃(1時間まで) 加算運賃(30分まで毎に)	
	深夜早朝割増運賃(22時から5時まで) 迎車回送料金 時間指定予約料金 障害者割引 遠距離割引(9,000円を超える金額について)	

(別紙様式第2号 委任状)

委任状

私は、(代理人氏名)を代理人と定め、契約担当役独立行政法人統計センター理事長の発注する「一般乗用旅客自動車（タクシー）による輸送業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

公募に関する一切の権限

令和 年 月 日

(日付は、提出日を記載すること)

契約担当役

独立行政法人統計センター

理事長 佐伯 修司 殿

住 所

商号又は名称

代表者（役職及び氏名）

本件責任者（役職及び氏名）

担当者（役職及び氏名）

電話番号

Mail

<注意>

- 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 用紙の大きさは、A列4（縦）とする。
- 押印は不要であるが、応募事業者の方針として押印を必要とする場合は、この限りではない。

(別紙様式第3号 再委託等承認申請書(案))

令和 年 月 日

(日付は、提出日を記載すること)

再委託等承認申請書(案)

契約担当役

独立行政法人統計センター
理 事 長 佐伯 修司 殿

住 所

商号又は名称

代表者(役職及び氏名)

本件責任者(役職及び氏名)

担当者(役職及び氏名)

電話番号

Mail

契約担当役独立行政法人統計センター理事長の発注する「一般乗用旅客自動車(タクシー)による輸送業務」を請負した場合、他業者へ一部の業務を委託したいので、下記のとおり申請します。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. 契 約 案 件 名 | 一般乗用旅客自動車(タクシー)による輸送業務 |
| 2. 委 託 先 名 | 住所: |
| | 名称(会社名): |
| | 代表者(役職及び氏名): |
| 3. 委託内容(委託範囲) | |
| 4. 委 託 金 額 | |
| 5. 委託理由(合理的理由) | |
| 6. 業務の実施体制及び
管理体制 | |
| 7. そ の 他 | |

<注意>

1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
2. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。
3. 押印は不要であるが、公募事業者の方針として押印を必要とする場合は、この限りではない。
4. 再委託先を複数予定している場合、1~7の内容を記載した一覧表を別添として添付することも可能とする。

仕様書

1 件名

一般乗用旅客自動車（タクシー）による輸送業務

2 一般的適用事項

本仕様書は、仕様大要を示すものであるから、ここに記載されていないものでも、付帯的に実施しなければならないものについては、独立行政法人統計センター総務部財務課総務係（以下「主管課」という。）と協議の上、実施するものとする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行内容

請負者は、自己が発行する一般乗用旅客自動車運送乗車券（以下「乗車券」という。）を所持する者に対し、請負者の一般乗用旅客自動車を計画的に配車し、目的地まで輸送を行う。

5 契約締結に当たっての条件

以下の条件を全て満たすことを応募、契約締結の条件とし、別紙「履行証明書」により書面にて証明すること。

- (1) 営業区域が特別区・武三交通圏の認可法人であること。
- (2) 契約単価は、関東運輸局長認可運賃及び料金とすること。
- (3) 一法人につき、24時間配車可能な車両を300台以上有し、自動料金収受システム(ETC)を装備していること。
- (4) 料金後払いチケット乗車券が使用でき、かつ手数料がかからないこと。
- (5) 当月利用分の内訳を請求明細書（別添参照）にとりまとめ、使用済みの乗車券の写しと一緒に翌月15日までに主管課へ送付すること。
※早朝5時までの利用分については、前日として処理すること。
- (6) 乗務員に対して、安全運転に係る教育・研修等を適切に行っていること。
- (7) 無線配車が可能であり、およそ15分以内に配備が可能であること。
- (8) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（詳細は環境省HPを参照（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）の旅客輸送（自動車）における判断の基準①～④を可能な限り実施するよう努めること。

6 料金後払いチケット乗車券の納入場所

主管課

7 秘密保持等

請負者は、本契約に関して当センターが開示した情報（公の情報等を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で知り得た情報を本契約の目的以外に利用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

なお、当該情報を本契約以外の目的に利用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課の承認を得ること。

8 監督及び検査

- (1) 統計センターは、本業務の適正な履行を確保するために受託者に対して監督を行うこととする。
- (2) 本作業の適切な履行を確保するための指示・監督及び業務完了の検査は、それぞれ次の統計センター担当職員が行う。

なお、当該職員に人事異動があった場合は、後任者が引き継ぐ。

監督職員 独立行政法人統計センター総務部財務課

　　総務係長 新田 智美

検査職員 独立行政法人統計センター総務部財務課

　　総務担当課長代理 大河内 由美子

9 その他

- (1) 業務に関する問い合わせ等については、主管課（TEL: 03-5273-1215）へ行うものとする。
- (2) 契約締結に当たっては、別に示す契約書(案)に基づく契約書を取り交わすものとする。

別紙

令和 年 月 日

履 行 証 明 書

契約担当役

独立行政法人 統計センター

理 事 長 佐伯 修司 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

「一般乗用旅客自動車（タクシー）による輸送業務」の確実な履行を下記のとおり証明します。

記

履行期間中に、仕様書における要件等をすべて満たした業務の提供が可能であることを証明いたします。

なお、本業務の業務履行体制等報告書については、別添のとおりです。

<注意>

- 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 用紙の大きさは、A列4（縦）とする。

(履行証明書) 別添

業務履行体制等報告書

契約担当役

独立行政法人統計センター

理事長 佐伯 修司 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

「一般乗用旅客自動車(タクシー)による輸送業務」を行う場合の業務履行体制等について、下記のとおり報告します。

記

1 会社概要(カタログ、パンフレット等添付可能)

2 契約締結に当たっての条件の証明書類等

以下のとおり条件を全て満たすことを証明します。

(1) 営業区域が特別区・武三交通圏の認可法人であること。

(2) 契約単価は、関東運輸局長認可運賃及び料金とする。

→(1)(2)については、許可証等の写しを添付する。

(3) 一法人につき、24時間配車可能な車両を300台以上有し、自動料金収受システム(ETC)を装備していること。

→全保有台数及び自動料金収受システム(ETC)装備率を記述する。

(4) 料金後払いチケット乗車券が使用でき、かつ手数料がかからないこと。

→チケットの規定、見本を添付する。

(5) 当月利用分の内訳を請求明細書(別添参照)にとりまとめ、使用済みの乗車券の写しと一緒に翌月15日までに主管課へ送付すること。

※早朝5時までの利用分については、前日として処理する。

→条件の履行の可否を記述する。

(6) 乗務員に対して、安全運転に係る教育・研修等を適切に行っていること。

→社内での体制等を具体的に記述する。

(7) 無線配車が可能であり、おおよそ15分以内に配備が可能であること。

→社内での対応策等を具体的に記述する。

(8) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(詳細は環境省HPを参照
<http://www.env.go.jp/>)の旅客輸送(自動車)における判断の基準①~④を可能な限り実施

するよう努めること。

→社内における「判断の基準」の実施状況、又は今後の取り組み計画等について具体的に記述する。

3 本件に関する問い合わせ先

ご担当者名、所属部署名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記述する。

請求明細書

令和年月分

(年 月 日 ~ 末日)

【電子メールによる公募手続について】

1 電子メールで公募に参加を希望する者の履行証明書等の提出方法

公募配布資料4「履行証明書の作成等」に記載の書類の提出について、持参、郵送の他、電子メールによるPDFファイルでの送付も可とします。

つきましては、電子メールによるPDFファイルで公募関係書類を提出する場合は、以下のとおり提出をお願いします。

なお、電子メールで公募に参加する場合は、履行証明書提出期限の1日前までにその旨を連絡するとともに、各書類の提出（送付）にあたっては、メール送付後に受信（書類到着）の確認を電話にて必ず行ってください。

(1)履行証明書等

ア 履行証明書等は、電子データ化(PDF)し、ZIP形式でパスワード付きで圧縮し(容量は、1メールあたり最大2MB程度)、添付ファイルとして、2「履行証明書等の送付先」に指定するあて先に、提出期限までに送付ください。

イ 電子データ(PDF)は、「Adobe Acrobat(Reader及びStandard)」により内容が確認できるものとしてください。

ウ 添付ファイルの解凍パスワード相違等により、解凍できない場合は、連絡させて頂きますので、公募配布資料に記載の提出期限までに再送をお願いすることがあります。

同期限までに再送が間に合わない場合は、公募参加を認めないものとします。
上記を踏まえ、メールで提出する場合は早めの送付をお願いします。

2 履行証明書等の送付先

独立行政法人統計センター総務部財務課調達係

E-Mail nstac-nyuusatu_atmark_nstac.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

3 その他

添付ファイルの容量超過等により、送付メールが不着や遅延となる場合などが想定されます。いかなる場合においても期限までの送付が間に合わない場合は、公募の参加は認められません。